



島根県報

平成18年 4月25日 (火)
第 1,771 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 2

告 示

救急病院の名称の変更 (医療対策課) 2

救急病院の所在地の表示の変更 (") 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 (農業経営課) 3

保安林の指定 (森林整備課) 3

保安林の指定施業要件の変更 (") 3

森林法第189条の規定による告示及び揭示 (3 件) (") 4

沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務の委託 (水産課) 5

の解除

沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務の委託 (") 6

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 (") 6

漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生 (") 6

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路維持課) 6

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了 (") 7

一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域 (建築住宅課) 7

公 告

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出することができない団体 8

監査告示

外部監査人補助者の選任 8

公布された条例等のあらまし

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則 (規則第59号)

1 規則の概要

訓練料の編成を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第59号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立出雲高等技術校の項中

介護サービス課	10人	1年	を	介護サービス課	10人	1年	に改める。
建築ビジネス課	10人（延べ20人）	6月					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第520号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、名称の変更があったので告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

旧 名 称	新 名 称	変更年月日
奥出雲町立仁多病院	町立奥出雲病院	平成17年10月1日

島根県告示第521号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、所在地の表示に変更があったので告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	旧 表 示	新 表 示	変 更 年 月 日
六日市病院	鹿足郡六日市町六日市368 - 4	鹿足郡吉賀町六日市368 - 4	平成17年10月1日

島根県告示第522号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したの

で、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人 穂なみネット21	通所介護	穂なみ小規模デイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成18年 3月31日

島根県告示第523号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成18年 4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.8パーセント」を「年2.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年 4月25日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成18年 4月25日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町大呂757、777、781、1843、1844 - 1、1845、1846、1847 - 3、1964続 1、1965 - 1、1966、1977 - 4、1988、1992、2015、2023、3421、3422
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第525号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原782 - 2、825 - 2

2 保安林として指定された目的

土砂流出防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第526号

平成18年島根県告示第191号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を飯南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方		
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所	
飯石郡飯南町八神	1875	吾郷茂秋	広島県広島市安佐北区高陽町翠光台1 - 868	
	1877			
	1879			
	1883			
飯石郡飯南町長谷	974	鹿田真弘	島根県飯石郡飯南町八神343	
	979			
	985			
	988			
	990			
	973	三澤輝男	広島県安芸郡海田町東海田2082	
				980
				981
				982
				983
987				

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第527号

平成18年島根県告示第252号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市佐田町一窪田字川先	3757	山本宏和	福岡県太宰府市都府楼南2-16-13
出雲市多伎町小田	2094-8	岡田章治	島根県浜田市殿町22

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

島根県告示第528号

平成18年島根県告示第321号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年 4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
出雲市所原町字石畑蛇口	4666-20	三宅洋司	島根県出雲市大津町1082-1
出雲市大社町遥堪字大寺	1240	大輝時蔵	島根県出雲市大社町遥堪1239-1
	1240-1		
出雲市多伎町小田	2016-3	山本猶吉	島根県出雲市多伎町小田1892-3
	2728-3		
出雲市湖陵町畑村	1340-7	オリックスエステートKK	大阪府大阪市港区弁天1-2-30-201

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

島根県告示第529号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県信用漁業協同組

合連合会に委託していた島根県沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務については、平成18年3月31日限りで当該契約を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県沿岸漁業改善資金の償還金及び違約金の収納事務並びに貸付金の支出事務を、平成18年4月3日から松江市御手船場町575番地漁業協同組合JFしまねに委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第531号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第430号による保険に付すべき義務は、平成18年4月8日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

多伎町加入区

島根県告示第532号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

仁摩町加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第533号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町158番地先から同町354番地先まで	上り線	平成18年 4月25日
		松江市殿町191番地先から同町341番地先まで	下り線	
"	本庄福富松江線	松江市南田町75番地先から同市殿町341番地先まで	上り線	"
		松江市南田町80番 7 地先から同市殿町354番地先まで	下り線	
"	益田停車場線	益田市駅前町 9 番 3 地先から同町口241番 2 地先まで	上り線	"
		益田市駅前町10番 2 地先から同町口249番 4 地先まで	下り線	

島根県告示第534号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成18年 4 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町阿須那2854番 2 地先から同2852番 1 地先まで	付替 拡幅	平成18年 3 月31日

島根県告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第 2 項の規定により、次のとおり一定の複数建築物の対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により告示する。

その関係図面は益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成18年 4 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

益田市安富町3330 - 1 他88筆

2 認定の年月日及び番号

平成18年 4 月17日 第 2 号

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 4 月25日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市安来町字外堀1238番 9 外 2 筆

面積 2,309.41平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市道笑町4丁目138番地
カナートプロダクツ株式会社
代表取締役 谷本 賢司

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第18号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成18年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年4月25日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安部ようじ後援会	安部 要治	安部 実	松江市八雲町東岩坂1793
大西正富後援会	松本 眞美	大西 和夫	松江市美保関町千酌1256
小立博巳後援会	森山 良一	柳原 憲昭	松江市上乃木4-21-6
川神裕司後援会	多郎畑 仁	川神 健司	浜田市長沢町162
木村えつことみんなのひろば	金津 信子	木村衣月子	松江市東茶町14
後藤皖一後援会	後藤 皖一	寺本 昌信	松江市八幡町397
後藤皖一をはげます会	太田 實	寺本 昌信	松江市八幡町397
佐々木宗吾後援会	田中 勉	野村 行雄	益田市西平原町557-1
佐々木文雄後援会	斉藤 繁幸	田中 隆	益田市東町21-4
佐々木文雄後援会「文政会」	笹尾 郁郎	小郷 武	益田市東町43-138
清水まさふみ後援会	高畦 政信	大屋 重夫	邑智郡邑南町矢上1053-4
大友会	小笹 泰生	米田 孝	安来市安来町1076
たくわ紀行後援会	大原 藤一	桜木 禎男	大田市鳥井町鳥井720-1
中村敏之後援会	井上 嘉治	谷口 良男	松江市美保関町北浦315
日本薬業政治連盟島根県支部	山尾 秀治	土井 郁夫	松江市矢田町218-2
秦大吉後援会	大和 道男	小西 恒夫	安来市安来町1076
はまぐち和久と未来を創る会	久保田 龍	門脇 光男	松江市大正町446-23
安井島一後援会	加藤 正雄	角森 進	安来市荒島町1694-1
矢富洋司後援会	野村 好晴	矢富 和心	益田市津田町1309-1

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき包括外部監査人福田龍太から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年4月25日

島根県監査委員 藤山 勉

同	絲 原 德 康
同	生 田 洋 一
同	谷 本 敏

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

弁護士 岸田和俊 松江市北田町102番地 エクレシア松江503

税理士 太田勇治 出雲市灘分町2100番地 1 ミラクルタウン - A - 201

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成18年 4 月17日から平成19年 3 月31日まで

